

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成24年7月20日
【四半期会計期間】	第31期第3四半期（自平成24年3月21日 至平成24年6月20日）
【会社名】	株式会社 P L A N T
【英訳名】	PLANT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三ッ田 勝規
【本店の所在の場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 斉藤 康雄
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 斉藤 康雄
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第3四半期累計期間	第31期 第3四半期累計期間	第30期
会計期間	自平成22年9月21日 至平成23年6月20日	自平成23年9月21日 至平成24年6月20日	自平成22年9月21日 至平成23年9月20日
売上高 (百万円)	61,455	59,525	82,375
経常利益 (百万円)	2,245	2,205	2,850
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	326	1,234	46
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,029	1,029	1,029
発行済株式総数 (千株)	6,780	6,780	6,780
純資産額 (百万円)	7,185	8,589	7,560
総資産額 (百万円)	35,211	36,540	34,887
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	48.22	182.10	6.92
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	15.00	15.00
自己資本比率 (%)	20.4	23.5	21.7

回次	第30期 第3四半期会計期間	第31期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成23年3月21日 至平成23年6月20日	自平成24年3月21日 至平成24年6月20日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	57.52	60.92

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から持ち直しの動きが見られる一方で、欧州の財政危機による世界経済への悪影響、長引く円高、株価低迷の長期化等により企業業績の悪化が懸念され、先行き不透明な状況で推移いたしました。個人消費につきましても、実質所得の減少を不安視した消費者の節約志向は依然根強く、消費よりも貯蓄への志向が強まる中、小売業界では、低価格競争が一層激化し、厳しい経営環境下にあります。

このような状況のもと、当社では、前期に引続き創立30周年記念セールを全店で展開しており、特別価格での商品提供を実施し、当社の経営理念である、地域住民の『暮らしの拠り所となる店づくり』を柱として、低価格・豊富な品揃えによって多くのお客様から支持される店舗づくりに努めてまいりました。

また4月26日には、平成19年9月に新潟中越沖地震の影響で閉店しておりましたPLANT-5刈羽店を、地元の皆様の強い要望により営業を再開し、第3四半期末現在の店舗数は、全部で21店舗となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高が59,525百万円（前年同四半期比3.1%減）となりました。売上総利益は11,965百万円（前年同四半期比4.9%減）、営業利益は2,219百万円（前年同四半期比3.3%減）、経常利益は2,205百万円（前年同四半期比1.8%減）となりました。四半期純利益は1,234百万円（前年同四半期は四半期純損失326百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ1,652百万円増加し、36,540百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,314百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ623百万円増加し、27,951百万円となりました。これは主に流動負債の支払手形及び買掛金が753百万円、未払法人税等が930百万円、1年内返済予定の長期借入金が740百万円増加した一方、固定負債の長期借入金が1,851百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ1,029百万円増加し、8,589百万円となりました。これは主に当第3四半期純利益が1,234百万円となり、剰余金の配当が203百万円となったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,000
計	23,120,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月20日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,780,000	6,780,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	6,780,000	6,780,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年3月21日～ 平成24年6月20日	-	6,780,000	-	1,029	-	1,188

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式6,779,300	67,793	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	6,780,000	-	-
総株主の議決権	-	67,793	-

【自己株式等】

平成24年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町 下新庄15号8番地の1	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年3月21日から平成24年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年9月21日から平成24年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月20日)	当第3四半期会計期間 (平成24年6月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,940	8,254
売掛金	218	241
商品	6,119	6,607
その他	364	672
流動資産合計	13,642	15,775
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	9,133	8,566
土地	5,359	5,359
その他(純額)	1,201	1,386
有形固定資産合計	15,694	15,312
無形固定資産	1,180	1,179
投資その他の資産	4,370	4,273
固定資産合計	21,245	20,764
資産合計	34,887	36,540
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,309	7,062
1年内返済予定の長期借入金	1,578	2,318
未払法人税等	178	1,107
賞与引当金	392	472
その他	1,280	1,154
流動負債合計	9,738	12,115
固定負債		
長期借入金	13,238	11,387
退職給付引当金	740	809
資産除去債務	2,495	1,873
その他	1,115	1,765
固定負債合計	17,589	15,835
負債合計	27,327	27,951
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,029	1,029
資本剰余金	1,188	1,188
利益剰余金	5,344	6,375
自己株式	0	0
株主資本合計	7,562	8,593
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	3
評価・換算差額等合計	1	3
純資産合計	7,560	8,589
負債純資産合計	34,887	36,540

(2) 【四半期損益計算書】
【第 3 四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 9 月21日 至 平成23年 6 月20日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 9 月21日 至 平成24年 6 月20日)
売上高	61,455	59,525
売上原価	48,875	47,560
売上総利益	12,579	11,965
販売費及び一般管理費	10,283	9,746
営業利益	2,295	2,219
営業外収益		
受取手数料	77	77
その他	92	112
営業外収益合計	169	190
営業外費用		
支払利息	193	176
その他	26	26
営業外費用合計	219	203
経常利益	2,245	2,205
特別利益		
受取損害賠償金	-	513
特別利益合計	-	513
特別損失		
固定資産除却損	0	-
原発事故損失	1,810	-
震災損失	18	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	766	-
特別損失合計	2,596	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	350	2,719
法人税、住民税及び事業税	1,057	1,450
法人税等調整額	1,081	34
法人税等合計	23	1,485
四半期純利益又は四半期純損失 ()	326	1,234

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年9月21日 至 平成24年6月20日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.4%から、平成24年9月21日に開始する事業年度から平成26年9月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年9月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は251百万円減少し、その他有価証券評価差額金(借方)が0百万円、法人税等調整額(借方)は251百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

受取損害賠償金は、福島第一原発の事故により被ったP L A N T - 4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力(株)より支払い及び提示を受けた賠償額を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年9月21日 至 平成23年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年9月21日 至 平成24年6月20日)
減価償却費	923百万円	767百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年9月21日至平成23年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	101	15	平成22年9月20日	平成22年12月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年9月21日至平成24年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月19日 定時株主総会	普通株式	101	15	平成23年9月20日	平成23年12月20日	利益剰余金
平成24年4月20日 取締役会	普通株式	101	15	平成24年3月20日	平成24年5月18日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年9月21日 至平成23年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年9月21日 至平成24年6月20日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	48円22銭	182円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	326	1,234
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	326	1,234
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,779	6,779

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年4月20日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額 101百万円

(ロ) 1株当たりの金額 15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年5月18日

(注) 平成24年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月19日

株式会社 P L A N T
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由水 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の平成23年9月21日から平成24年9月20日までの第31期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年3月21日から平成24年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年9月21日から平成24年6月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 P L A N T の平成24年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。